



三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称		
伊藤 貴司	十和田市立中央病院	呼吸器内科(呼吸器機能障害)	令和五・六・一
	十和田市西十二番町一四の八		

青森県告示第四百二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号) 第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
小川原湖	上北郡東北町旭北二丁目三一の一三 沼尾 栄一	令和五年六月九日から同月二十三日まで	小川原湖漁業協同組合
	上北郡東北町字船ヶ沢六三の五 濱田 正志		
	上北郡東北町上北北二丁目三四の一〇 濱田 募		

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積 (平 方 メートル)
南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字西中野一八の三	畑	一、七七二

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが事実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
令和五年九月	二年	四三、二〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年六月二十三日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、令和五年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）第三条の規定により公告する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	場 所								
<table border="1"> <tr> <td>年 月 日</td> <td>開 催 時 間</td> <td>所 在 地</td> <td>会 場</td> </tr> <tr> <td>令和五年七月七日（金）</td> <td>午前九時十五分から午後四時四十分まで</td> <td>十和田市大字相坂字高清水三八七</td> <td>地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場</td> </tr> </table>	年 月 日	開 催 時 間	所 在 地	会 場	令和五年七月七日（金）	午前九時十五分から午後四時四十分まで	十和田市大字相坂字高清水三八七	地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場	
年 月 日	開 催 時 間	所 在 地	会 場						
令和五年七月七日（金）	午前九時十五分から午後四時四十分まで	十和田市大字相坂字高清水三八七	地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場						

二 講習科目

- 1 種苗に関する法令
  - 2 種苗の産地及び系統に関する事項
  - 3 種苗の生産技術に関する事項
  - 三 受講者の資格
- 青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事し

ようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所を管轄する地域県民局地域農林水産部に備付けしている）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七―七三四―九五―一三番）に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社島工務店
  - 二 代表者の氏名 千島博
  - 三 主たる営業所の所在地 青森市西滝三丁目二五の二二
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一二二三三八号
  - 五 取消年月日 令和五年四月十八日
  - 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 令和五年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社木商建設
- 二 代表者の氏名 川村茂
- 三 主たる営業所の所在地 青森市奥野一丁目六の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第四八八三号
- 五 取消年月日 令和五年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和五年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 相内建設株式会社
- 二 代表者の氏名 相内立己

- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字山崎字山崎六八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一〇一九号
- 五 取消年月日 令和五年五月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和五年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社光和通建
- 二 代表者の氏名 佐藤幸子
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字千歳森三八九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第五〇〇三八三号
- 五 取消年月日 令和五年四月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和五年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

る。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社砂渡鉄工
- 二 代表者の氏名 砂渡清江
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字後田五二の四七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三) 第一四二二八号
- 五 取消年月日 令和五年五月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和五年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社アオモリ・サンド企画
- 二 代表者の氏名 山本孝浩
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字奥内字大室平一〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇) 第六〇〇二二六号
- 五 取消年月日 令和五年五月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年五月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭